

南魚沼市 都市計画マスタープラン

自然・人・産業の和で築く
安心のまち



平成28年3月
南魚沼市

市長あいさつ

「自然・人・産業の和で築く 安心のまち」 をめざしたまちづくり

南魚沼市は、早いもので合併後10年余りが経過しました。その間、「南魚沼市総合計画」に掲げた南魚沼市の将来像である「自然・人・産業の和で築く 安心のまち」の実現に向け、まちづくりを着実に進めて参りました。

一方、全国的な人口減少や少子高齢化、農村集落の過疎化の急速な進行、地球温暖化による環境問題や市民のライフスタイルの変化によるニーズの多様化など、私たちを取り巻く生活環境はさまざまな課題により大きく変わろうとしております。

「南魚沼市都市計画マスタープラン」も合併後の平成18年度に策定してから、およそ10年が経ちます。こうした変化に対応したまちづくりを進めていくため、マスタープランの見直しを実施いたしました。

見直しに際しましては、本市の現状や特徴、市民アンケートを踏まえて、市独自の課題を見出し、これからの本市のまちづくりを進める上で欠かせない都市計画の「基本的な方針」としてマスタープランを策定いたしました。また、さまざまな課題を解決する方針として、国では、これからの「まちづくり」については、「コンパクト＋ネットワーク」という考え方を掲げて、「まちづくり」の方向を示しています。そうした考えも踏まえて各分野において幅広く対応したマスタープランを策定いたしました。

今後は、「自然・人・産業の和で築く 安心のまち」を実現させるために、このマスタープランに基づいたまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

最後に、これからのまちづくりは、市民と行政が協働で進めて行かなくてはなりません。マスタープランの策定にあたり、市民アンケート調査やパブリックコメントを通じ、市民の皆さまのさまざまな声を聞かせていただき、計画に反映してまいりました。数多くのご意見・ご提言をいただきました市民の皆さまをはじめ、関係各位に心から感謝申し上げます。



平成 28 年 3 月

南魚沼市長 井口 一郎

目次

はじめに	～都市計画マスタープラン策定にあたって～	1
------	----------------------	---

第1章 都市づくりの目標

1. 現状の整理	3
2. これからの都市づくりに向けた主要課題	4
3. 将来都市像	5
4. 都市づくりの基本目標	5
5. 都市構造	6

第2章 全体構想

1. 土地利用の方針	9
■土地利用に関する基本的な方針 ～コンパクトなまちづくりに向けて～	9
2. 交通体系の方針	14
3. 都市施設の方針	17
4. 都市景観・環境形成の方針	18
5. 都市防災の方針	21

第3章 地域別構想

■地域(ゾーン)区分の設定	23
1. 大和地域〈国際・メディカルゾーン〉	24
2. 六日町・塩沢地域〈中心市街地・R17沿線ゾーン〉	29
3. 石打地域〈観光・レクリエーションゾーン〉	34
4. 東部地域〈農業・自然環境ゾーン〉	39

第4章 実現化方策

1. 役割分担と連携(協働のまちづくり)	43
2. 評価手法及び体制づくり	44

資料編

1. 南魚沼市の概況	47
2. 合意形成の実施状況	71

はじめに ～都市計画マスタープラン策定にあたって～

都市計画マスタープランとは

都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2に定める「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、概ね20年後の都市の姿を見据えつつ、実現可能な10年間の都市づくりの方針を総合的・体系的に示すものです。

具体的には、目指すべき都市の将来像とともに、その実現に向けた都市づくりの方針として、土地利用や道路・公園・下水道など、都市施設の整備に関する基本的な方針を定めます。

都市計画法第18条の2（市町村の都市計画に関する基本方針）

市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針を定めるものとする。

都市計画とは

都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための、土地利用（土地の使い方や建物の建て方など）、都市施設（道路、公園、下水道、各種処理施設など）の整備、市街地開発事業（住宅地開発や工業地開発など）に関する計画です。

■都市計画マスタープランの対象範囲

南魚沼市では、都市計画マスタープランの対象範囲を行政区域とします。

都市計画法の性格上、土地利用や都市施設などの都市計画を定める範囲は原則として都市計画区域内ですが、一体の「市」として広域の視点を持ちながら、都市計画制度によらない取り組みを含めて総合的にまちづくりを進めていくことが重要であることを踏まえ、都市計画区域外も対象区域に含めることとします。

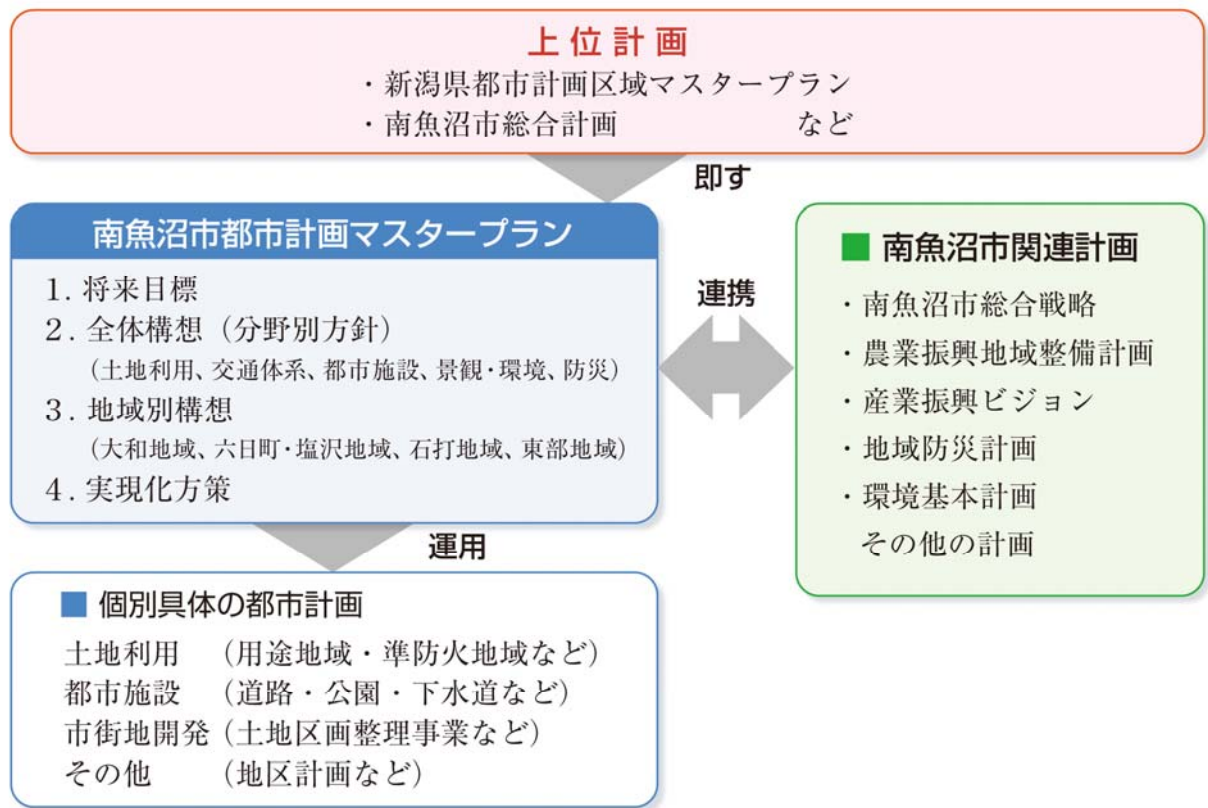
■都市計画マスタープランの目標年

都市計画マスタープランの目標は概ね20年後とされています。ここでは策定年である平成27年を基準年とし、おおむね20年後の国勢調査実施年である平成47年を目標年とします。なお、この間、社会経済情勢の変化に応じて、柔軟な見直しを行うことも視野に入れます。

■都市計画マスタープランの体系

都市計画マスタープランは、南魚沼市の上位計画である「南魚沼市総合計画」や新潟県が策定する「都市計画区域マスタープラン」に即し、将来の望ましい都市のすがたを示します。

都市計画マスタープランは、「南魚沼市総合計画」のうち、土木・都市整備分野のまちづくりを受け持つプランです。



■都市計画マスタープランの役割

都市計画マスタープランは、行政として市民に最も近い立場にある市町村が創意工夫のもとに策定します。策定に際しては住民の意向を十分に反映し、策定後は個別具体の都市計画を実施する際の指針となります。

